

平成19年11月29日

警備業務事業者 殿

長野県警察本部  
生活安全企画課長

警備員教育を行うことができる者の指定について（通知）

謹啓 警備業務に従事される事業者の皆様には、日頃から適正に警備業務を推進されているところであり、そのご努力に対しまして深甚なる敬意を表する次第であります。

さて、先の警備業法改正に伴う改正前に交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）につきましては、改正警備業法（以下「新法」という。）附則第6条の規定により、新法の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証とみなす経過措置がとられていたところですが、新法が施行されて2年が経過する本年11月20日をもって経過措置が終了し、旧資格者証による警備員の教育業務は行うことができなくなりました。

旧資格者証により警備員教育の業務を行う者が引き続き警備員の教育業務を行う必要がある場合には、警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号）第1条第4号（基本教育）及び同規程第3条第5号（業務別教育）により、警備員の教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会の指定をあらかじめ受けなければなりません。

つきましては、長野県においては、別紙「警備員教育を行うことができる者の指定の手続き」のとおりの手続きにより指定を行うこととなりました。

指定を受けようとする場合は、申請者が所定の「指定申請書」を記載の上、必要書類を添付して警察署の生活安全課（生活安全・刑事課）の窓口へ提出した後、公安委員会において審査の上、指定要件を満たしていると認められた場合のみ、指定書を交付することとなりますので、誤りのないようお願いいたします。

指定に係る「指定申請書」等各種様式については、県警ホームページにも掲載します。

担当

警察本部生活安全企画課

警備業係 電話 026-233-0110